



町田市 景観計画

～生活風景に魅力と豊かさを
感じられるまちを目指して～

“生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち”を目指して



町田市は、先人たちから引き継いできた多摩丘陵の自然豊かな風景をはじめ、古くから「商都まちだ」として栄えた町田駅周辺の賑わい、地域それぞれの成り立ちに応じた住宅地の街並みなど、表情豊かな景観を有しています。

この美しく貴重な“町田の景観”を保ち、さらに発展させるため、2009年に“生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち”を目指し、「町田市景観計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。本計画策定以降も、景観づくりに係る指針やガイドラインを定め、多くの皆様にご協力をいただきながら、景観の創造に努めています。

近年のライフスタイルの多様化やデジタル化の進展は、私たちの生活や公共空間での過ごし方に様々な変化をもたらしています。中心市街地においては、買い物のみならず、楽しく心地良い時間を過ごすための場所へと変貌しています。また、まちの案内役である屋外広告物には、大型ビジョンや電子看板といったデジタルサイネージが加わり、まちを一層鮮やかに彩り、まちの風景に新たな要素として大きく関わっています。

そこで、本計画を改定し、建築物や公共空間について、人々の活動や交流が生まれる空間づくりへの誘導を図ります。また、屋外広告物などの設置に関しても、周囲の環境や特性に合わせた配慮を求め、街並みとの調和を図ります。

これまで守ってきた町田市ならではの風景を継承していくことはもちろんのこと、人々が憩い、賑わう風景や、思わず出歩きたくなるような景観づくりに、市民や事業者の皆様と共有して取り組んでまいります。そして、表情豊かな“町田市の景観”が次世代に引き継がれるよう努めてまいります。

結びに、本計画の改定にあたり、貴重なご意見やご提案をお寄せいただきました市民の皆様、町田市景観審議会の委員をはじめとした関係者の皆様に対して、心から厚く御礼申し上げます。

2024（令和6）年3月
町田市長 石坂 丈一

目次/全体構成

1. 景観づくりの考え方

序章

良好な町田市の景観づくりを目指して

- 1 計画策定の背景と必要性
- 2 計画の期間
- 3 計画の対象区域
- 4 町田市の現状と動向
- 5 景観づくりの基本的な視角
- 6 取り組みの基本姿勢
- 7 景観づくりの進め方

市が景観づくりに取り組む際の基本姿勢などを示しています。

p5

第1章

町田市の景観の特徴

1 町田市の特徴的な景観の要素

市の景観の特徴を4つの要素ごとに示しています。



自然景観



まち並み景観



文化的・歴史的景観



生活・活動の景観

p23

第2章

町田市の景観づくりの基本的な方針

1 基本理念 / 2 基本目標 / 3 重点目標・個別目標

魅力的な景観づくりを行うための基本的な方針を示しています。

【基本目標Ⅰ】

自然の風景を守り育てる

【基本目標Ⅱ】

だれもがやすらぎ、誇れるまち並みをつくる



【基本目標Ⅲ】

先人が築いた文化・歴史を受け継ぐ

【基本目標Ⅳ】

次世代に向けてだれもが愛着と誇りをもてるまちを目指す

p43

第3章

地域別の景観づくりの方針

1 地域分類と構成 / 2 地域別の景観づくりの方針について

市内を8つの地域に分け、地域の景観の特徴や景観づくりの考え方を示しています。



p57

2. 景観づくりの実現化方策

第4章

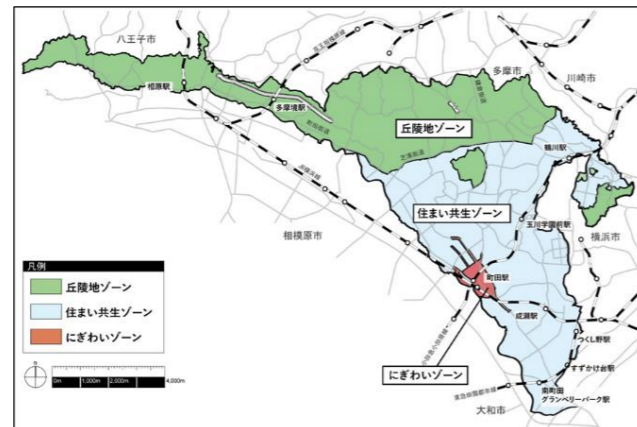
届出制度による景観づくり

- 1 届出制度による景観づくり / 2 町田市全域共通の基準等
- 3 景観形成ゾーンの基準等 / 4 景観形成誘導地区の基準等
- 5 建築物等における色彩の基準 / 6 届出（通知）を要する行為
- 7 事前協議、届出の流れ

景観法に基づく届出（通知）が義務づけられる行為と、景観誘導の基準などを示しています。

- 景観形成ゾーン
・丘陵地ゾーン
・住まい共生ゾーン
・にぎわいゾーン

- 景観形成誘導地区
・小野路宿通り
・町田駅前通り
・多摩境通り



届出制度に係る方針や基準などは、より良い景観づくりの実現のために、届出（通知）の対象とならない規模の小さい建築行為などについても、配慮いただきたい事項として定めているものです。

p113

第5章

広告物等による景観づくり

- 1 広告物等に関する考え方
- 2 屋外広告物の表示等に関する配慮事項
- 3 特定屋内広告物の表示に関する配慮事項
- 4 広告物等の表示・設置の手続きの流れ

地域特性に応じた景観を形成していくために、広告物等に関する考え方や配慮事項などを示しています。

- 商店街の魅力を高める広告



p159

第6章

景観重要建造物、樹木、公共施設の指定等による景観づくり

- 1 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針
- 2 景観重要公共施設の位置づけ等

より良い景観づくりを進めていくために、景観法に基づく制度について指定や活用の方針などを示しています。

- 薬師池西公園



p167

第7章

景観計画の実現に向けて

- 1 市民・事業者・行政の協働による景観づくりの取り組み
- 2 計画の定期的な評価・検証

より良い景観づくりを進めていくために、今後、市民・事業者・行政が連携して取り組む景観づくりの施策を示しています。

(1)景観づくり市民活動の推進

- 市民主体の景観づくり活動の支援
- 「(仮称)景観づくり市民推進員」との協働による景観づくり

(3)公共事業による景観づくり

- 町田市公共事業景観形成指針の運用
- 多摩都市モノレール沿線における景観づくりの推進

(4)官民連携による景観づくり

(2)事業者との協働による景観づくり

- 届出制度などによる景観づくり
- 屋外広告物を含めた景観づくり

(5)その他の景観づくりの推進

- 市公式ホームページやSNSを活用した情報発信
- 景観づくり講演会やワークショップなどの実施
- 景観賞の実施

p175

町田市景観計画の位置づけ

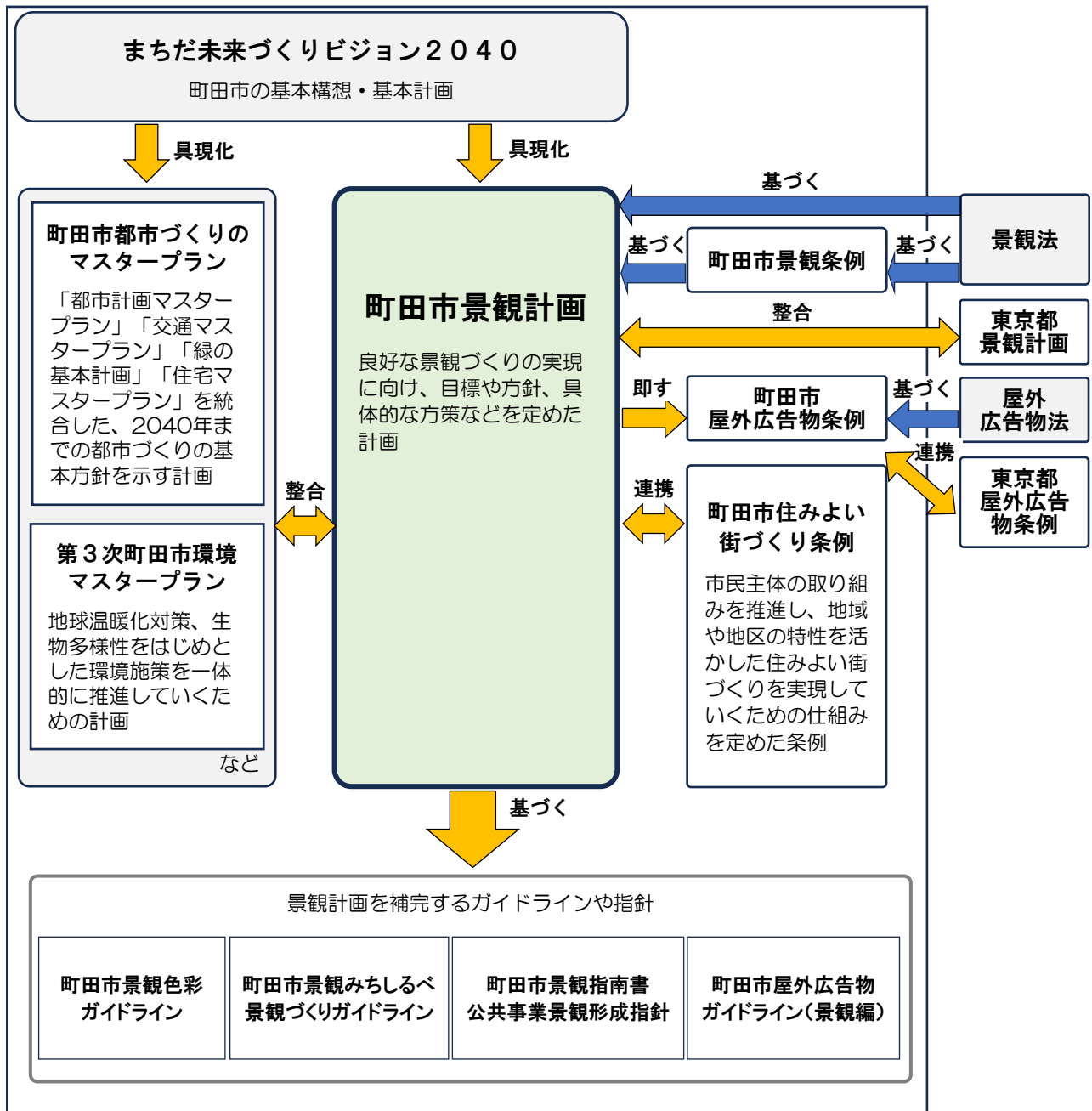
町田市景観計画は、「景観法」及び「町田市景観条例」に基づき、市の景観づくりに関する総合的な指針として定める計画であり、地域特性に応じた良好な景観の誘導を図るとともに、市民、事業者、行政の協働による景観づくりの取り組みを推進するものです。

本計画は、市の基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」を具現化し、関連計画となる「町田市都市づくりのマスタープラン」や「第3次町田市環境マスタープラン」などとの整合を図っています。

このほか、「町田市屋外広告物条例」、「町田市住みよい街づくり条例」と連携を図り、一体的な景観づくりに取り組みます。

また、本計画に基づき、本計画に定める事項を補完する指針やガイドラインを定めて、市民や事業者などの皆様と具体的な景観づくりを進めます。

■市における「町田市景観計画」の位置づけ



町田市景観計画とSDGs

2022年3月に策定した「まちだ未来づくりビジョン2040」では、政策や施策の推進を通してSDGsの実現に貢献していくことを掲げています。

本計画は、「まちだ未来づくりビジョン2040」を具現化する計画として、持続可能な開発目標SDGsの実現に貢献しています。

SDGsの17の目標

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>【貧困】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>【保健】 あらゆる年齢のすべての人々が健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>【教育】 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>	 <p>5 ジェンダー平等を實現しよう</p>	<p>【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>【エネルギー】 すべての人々の、安かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>【不平等】 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>【持続可能な生産と消費】 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>		

出典：国土交通省資料、
まちだ未来づくりビジョン2040 2022年3月